

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月31日
【会社名】	株式会社商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 武藤 光一
【本店の所在の場所】	東京港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3587局7026番(代表) (03)3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 中島 孝、経理部長 堀口 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3587局7026番(代表) (03)3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 中島 孝、経理部長 堀口 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社商船三井 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 株式会社商船三井 関西支店 (大阪府北区中之島三丁目3番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．繰延税金資産の取崩し

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年1月31日

(2) 当該事象の内容

経営環境の著しい変化により、期首の繰延税金資産の回収可能性を見直した結果、取崩すことといたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成25年3月期第3四半期会計期間の連結決算において28,647百万円、個別決算において30,414百万円の繰延税金資産を取崩すこととし、法人税等調整額に計上いたします。

2．事業改革の決定

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年1月30日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

歴史的な高水準が続く新造船の大量竣工を背景として、船腹需給バランスの改善が進まず、主にドライバルク船及び油送船の市況は著しく低迷しております。この厳しい市況環境のもと、当社は業績の回復に向け2013年度の経営計画を策定し、構造改革を推進します。これに先行し、優先課題への対応として、平成25年3月期第4四半期においてドライバルク船及び油送船の事業改革を実施いたします。

事業改革の概要は以下のとおりです。

シンガポール展開加速

新興国トレードの中心、アジアの SHIPPING センターであるシンガポールでのドライバルク船事業の営業展開加速
ドライバルク船・油送船の市況リスクエクスポージャー縮小

既存船隊構成の適正化を進め、コスト競争力回復を追求

ステージを変えたコスト削減

従来のコスト削減項目に加え、より一層踏み込んだコスト削減を推進

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

ドライバルク船及び油送船の事業改革実施に伴う傭船契約及び船舶の譲渡等により、平成25年3月期第4四半期会計期間の連結決算において約1,010億円、個別決算において約930億円の費用が発生することを見込んでおります。

以上